

岸和田市人権尊重のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、何人にも基本的人権が保障され、人間の尊厳が侵されることのないよう、あらゆる差別をなくし、もってすべての人権が尊重される豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民の自主性を尊重しながら、市民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護のための施策（以下「人権に関する施策」という。）を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の向上に努める。

(施策の推進)

第4条 市は、市民、事業者、関係行政機関、関係諸団体等と連携を図りながら、人権に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(審議会)

第5条 市長の諮問に応じ、人権に関する施策の総合的な推進方策について調査審議するため、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。